

非常災害時(雪害など)の対応について

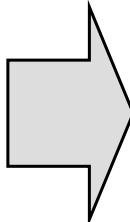
令和8年12月

1 荒天や災害により、登校時刻前に旭川市内のバス、旭川駅発着のJRの運休が確認された場合 ⇒ 学校長の判断で、臨時休校とする場合があります。

2 登校時刻前に気象等に関する警報等が発表された場合

(1) 避難指示（警戒レベル4以上）

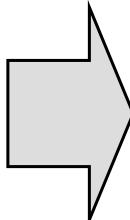
旭川市又は居住地域に
避難指示が発令された場合
※令和3年5月20日より変更



◎登校せずに、自治体の指示に従って
「命を守る」行動を取ってください。

☆旭川市に避難指示が発令された場合は、学校は臨時休校とします。

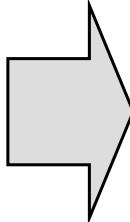
(2) 高齢者等避難（警戒レベル3）



◎登校せずに、自治体の指示や気象警報等に注意して、最大限の警戒をしてください。

(3) 警報（警戒レベル3）

旭川市又は居住地域に
暴風雪警報
大雨警報
洪水警報
大雪警報
暴風警報



◎居住している地域のJR・バス等の公共交通機関が運休となるなど通学が困難な場合は、登校せずに自宅待機してください。

☆学校は**市内バスが運行していれば原則として授業を行います。**

ただし、気象状況や公共交通機関の状況によっては、授業を打ち切り生徒を下校させる場合もあります。

< お願い >

天候、道路状況や公共交通機関の運行状況は地域によって異なりますので
ご家庭で通学困難と判断した場合は、無理せず自宅待機をしてください。

その際は、自宅待機をする旨、学校へ電話連絡をお願いします。

【補足事項】

- (1) 臨時休校を決定した時点でもマ・メールを使ってお知らせします。
登校前の臨休の判断は朝6時半までにはいたします。
- (2) 生徒が登校後に避難勧告が発令された場合、生徒は保護者に迎えに来ていた
だくか避難勧告が解除されるまで学校待機となります。
- (3) ご家庭で通学困難と判断した場合でも災害対応による出席停止となります。